

## 障害者活躍推進計画

機関名	西春日井広域事務組合消防本部
任命権者	西春日井広域事務組合消防本部消防長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日
消防本部における障害者雇用に関する課題	<p>当本部は、職員総数が180名程度であり消防吏員のみで運営している。全職員が、採用後消防学校へ入校し6ヶ月間の初任教育を受けなければならない。大規模な災害については、職員全員が出動隊となり災害対応しているのが現状である。仕事の特殊性からこれまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>庁舎については、昭和45年建築の建物で、エレベーターの設置やバリアフリー化はされていない。</p>
目標	
① 採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者（総務課長）を選任する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>身体障害者等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>※ 現に身体障害者である職員が在籍している場合を想定していません。</p>
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>※ 現に身体障害者である職員が在籍している場合を想定していません。</p>
その他	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>